

山口市環境団体育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、各地域において環境保全活動を行う環境団体が一体となり、全市域を対象に行う環境保全活動に対し、当該活動に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付することにより、住みよい生活環境の実現を目指すことを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 良好な環境作りを支援する事業
- (2) 環境教育を支援する事業
- (3) その他、市長が必要と認める事業

(補助金の交付対象となる団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、山口・小郡・秋穂・阿知須・徳地・阿東地域のそれぞれを活動範囲とする環境団体で構成され、環境保全活動を積極的かつ持続的に行うため組織された団体とする。

2 前項の環境団体は、自治会等の地域団体で構成され、各地域の環境美化活動を推進する非営利の団体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は毎年度予算の範囲内において市長が別に定める。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、山口市環境団体育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる内容を記載した書類を添付し、市長が定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 前年度の事業実績及び収支決算
- (2) 当該年度の事業計画及び収支予算
- (3) 規約その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた対象団体（以下「補助対象団体」という。）は、事業計画を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、その理由及び事業

の遂行状況を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象団体は、事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに山口市環境団体育成事業補助金実績報告書(様式第2号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定により通知を受けた補助対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、山口市環境団体育成事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず第6条の規定に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助対象団体は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、山口市環境団体育成事業補助金概算払交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(他の用途への使用の禁止)

第12条 補助金の交付を受けた補助対象団体は、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

(報告及び検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象団体に対して報告を求め、若しくは事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員を指名して帳簿その他関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(関係書類の整備)

第14条 補助対象団体は、事業の施行状況及び収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類等を事業が終了した翌年度から5年間保存しなければならないものとする。

(決定の取消し等)

第15条 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付について付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、当該補助対象団体に対し、期限を定めて

その返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月21日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月20日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

様式第1号（第5条関係）

山口市環境団体育成事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）山口市長

住所
団体名
代表者氏名 印

年度において山口市環境団体育成事業を下記のとおり実施したいので、山口市環境団体育成事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的及び内容

2 経費配分

事業名	総事業費 (A+B) 円	負担区分		備考
		市補助金(A) 円	その他(B) 円	

3 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
市補助金 そ の 他	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

事業名	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

4 事業完了予定年月日

年 月 日

様式第2号（第8条関係）

山口市環境団体育成事業補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）山口市長

住所

団体名

代表者氏名

印

年 月 日付け指令 第 号の交付決定通知に基づき下記のとおり 年度山口市環境団体育成事業を実施したので、山口市環境団体育成事業補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果及び内容

2 経費配分

事業名	総事業費 (A+B) 円	負担区分		備考
		市補助金(A) 円	その他(B) 円	

3 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
市補助金 その他	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

事業名	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

4 事業完了年月日

年 月 日

様式第3号（第10条関係）

山口市環境団体育成事業補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）山口市長

住所
団体名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった 年度山口市環境団体育成事業補助金の交付について、山口市環境団体事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

事業名	総事業費	市補助金額	既受領額	今回請求額
	円	円	円	円

振り込み先

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合・農協 本店・支店・支所・出張所									
預金種別	普・当・()	口座番号								
(フリガナ) 口座名義人										

様式第4号（第11条関係）

山口市環境団体育成事業補助金概算払交付請求書

年 月 日

（あて先）山口市長

住所
団体名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった 年度山口市環境団体育成事業補助金の交付について、山口市環境団体事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

事業名	総事業費	市補助金額	既受領額	今回請求額
	円	円	円	円

振り込み先

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合・農協 本店・支店・支所・出張所									
預金種別	普・当・()	口座番号								
(フリガナ) 口座名義人										